

上信越高原国立公園
菅平地域管理計画書

平成 13 年 7 月

環境省自然環境局
中部地区自然保護事務所

目	次	
第1 管理計画区設定方針	-----	1
第2 菅平地域管理計画	-----	1
菅平管理計画区の概要	-----	1
1 管理の基本的方針	-----	4
(1) 保護に関する方針	-----	4
(2) 利用に関する方針	-----	6
2 風致景観の管理に関する事項	-----	7
(1) 許可届出等取扱方針	-----	7
(2) 公園事業取扱方針	-----	11
3 地域の開発・整備に関する事項	-----	18
(1) 自然公園施設	-----	18
(2) 一般公共施設	-----	18
4 利用者の指導等に関する事項	-----	18
(1) 自然解説に関する事項	-----	18
(2) 利用者の規制	-----	18
(3) 利用者の安全対策	-----	19
5 地域の美化修景に関する事項	-----	19
(1) 美化清掃計画	-----	20
(2) 修景緑化計画	-----	20
6 その他	-----	20
(1) 調査研究の推進	-----	20
(2) ヘルコプター等の利用について	-----	20
(3) テレビ等の撮影・取材について	-----	21
(添付資料)	-----	22
【管理計画検討会名簿】	-----	22
【作成経緯及び検討経緯】	-----	22
【菅平地区・基準の特例 区域図】	-----	23

第1 管理計画区設定方針

菅平地域は、上信越高原国立公園の南部に位置し、菅平高原を中心とした高原地帯から亜高山帯にかけて多様な自然環境と豊富な動植物が生息・生育する地域であり、スキー場・ゴルフ場・牧場等の開発等に伴って利用者が多く、主要なレクリエーション等の場の一つとなっている。行政区域としては、北から高山村・須坂市・真田町に係り、四阿山(2,232.9m)の南西側に広がる面積約18,232haの区域であり、自然環境及び利用の特性からこの地域を上信越高原国立公園菅平地域管理計画区として設定するものである。

第2 菅平管理計画区

菅平管理計画区の概要

項目	概要
範囲	長野県須坂市・小県郡真田町・上高井郡高山村
土地所有	国有地(国有林)・公有地・民有地
公 国 計 画	保護計画 保護規制計画 特別地域・普通地域
	利用計画 利用施設計画 <集団施設地区>菅平 <単独施設> (園地) 笠ヶ岳・山田温泉 (宿舎) 山田温泉・七味温泉・山田牧場・五色温泉・根子岳小屋 (避難小屋) 根子岳山頂・四阿山 (スキー場) 菅平・菅平大松山・山田牧場・山田温泉 (ゴルフ場) 菅平 <道路> (車道) 仁礼菅平線・山田白根線・万座峠線・真田菅平線・鳥居峠線 (歩道) 四阿山登山線・根子岳登山線・旧大笹線・角間峠線・米子線・笠ヶ岳線
自 然	<p>菅平地域は、長野・群馬両県境を南北走する「上信火山帯」の一つである四阿山(2,354m)の南西斜面に展開する大高原である。この「上信火山帯」は、南端の浅間山から順次北に、高峯・湯ノ丸・烏帽子・四阿・白根・志賀・岩菅などの諸火山が連なって、「上信越高原国立公園」の主要部を占めている山岳地帯であり、菅平高原はその中心の一つをなしている。</p> <p>真田町の菅平高原は、東に頭を並べている四阿山と根子岳を最高の峰とし、そこから裾野末端までの緩く西へ傾いた草原性の高原と、その末端にせき止められて出来た西部の湿原性高原からなっている。なお、西には大松山の斜面や南東の上信国境へと続く四阿高原</p>

の
概
要

や北に連なる峰の原などの高原へと続き、その中心をなしている。これらを含めて南北約10km、東西7kmの広大な高原である。

この高原を潤す河水には、根子岳・四阿山から放射状に流れる唐沢・大明神沢・中之沢などの溪流や西部の湿原があるが、これらの水を順次集めて菅平川が南東流する。この菅平川は菅平高原の火山裾野が、西方の大松山の古期山塊へ押寄せその裾合いを溪谷をつくって流れ、やがて千曲川へと注いでいる。また、この地域には数多くの湧水があり、風致景観の特性となっている。

菅平湿原は、近年までは、地元農家の草刈場としても利用されてきたが、最近では湿原流域の山地斜面の数個所にスキーゲレンデが開設されているほか、平坦部には100 haを越える農地があり、主として野菜が栽培されている。また、流域には球技グラウンド・テニスコート・ベンション等も多い。

菅平湿原の植生は、ハルニレ群団に属する湿生林植物社会とヨシ群団に属する低層湿原からなっており、ハルニレ・ヤチダモ・ハンノキ等の疎林とスゲ類を主とする湿性草原が交錯し、それを縫って蛇行する水流は優れた自然景観である。

須坂市峰の原高原は、別荘地・ゴルフ場・スキー場に開発され、ススキ類生育地・牧草地・カラマツ植林地となっている。御飯岳～土鍋山～浦倉山～四阿山の西側はコメツガ・シラビソ・ダケカンバ・チシマザサ等の亜高山帯針広混交林でその下部はブナ・ミズナラ・シラカンバ・カラマツ植林地である。また、毛無峠一帯はガンコウラン・コケモモ等の高山植物に被われる風衝植生地となっている。米子不動滝は、四阿山火山でできた板状・柱状節理の断崖を落下し、その落差は、不動滝 86 m・権現滝 75 mである。

乳山牧場・破風高原は、破風岳西側に形成された溶岩台地上に立地する。五味池は、爆裂火口跡でその周辺は乳山牧場として開発された。乳山牧場は、シバ群団の植生となっている。破風岳から根子岳にかけては第4紀に生れた新しい火山で、西側に流下する各河川は火山成分を含む水質となり強い酸性河川となっている。

高山村山岡山地及び山田牧場は、笠ヶ岳西方にある平坦な台地面で、頂上に神池と称する湖沼を持った火山の一部分である。笠ヶ岳から山田峠西側にかけては、シラビソ・トウヒ・コメツガ・ダケカンバ・チシマザサ等に被われている。山田牧場は、シバ草生地である。山田牧場から山田温泉にかけては、コメツガ・ブナ・ミズナラ・シラカンバ等に被われ、山田温泉周辺ではカラマツ植林地やアカマツ林が混生している。また、高山村の松川沿いに上流から七味・五色・山田の諸温泉が湧出し、温泉郷をつくっている。

七味温泉付近は、白根山麓の三方を山に固まれた海拔1,100mの高所にある。源泉が七か所あり、それぞれ泉色を異にしている。泉温は37.8～68.3℃、pHは2.3～7.8で、湧出量は少ない。

五色温泉付近は、七味温泉から1kmほど谷に下った地点にある。温泉から川沿いに100 mぐらい上方の岩の割れ目が源泉であるが、湧水口の周囲にコバルト、グリーン、黒等の色が見られる。泉色が天候によって五色を呈することから、この温泉名が生れた。

山田温泉付近は、五色温泉から約 3km下流の松川沿いにある温泉で、源湯は温泉街より松川の上流約 2kmの河岸にあり電力で汲上げ引湯している。泉質は塩類泉で湧出量は毎分261リットルで、泉温は66.2℃である。

人文・歴史

菅平の由来はスゲやカヤの茂っている平らな所といわれ、その歴史は古代遙か旧石器時代まで遡るが、奈良時代の717年、四阿山山頂に山家神社奥社・白山権現勧請を伝え、

<p>人 文 の 概 要</p>	<p>今も四阿山山頂には山家神社の奥社が鎮座し、多くの人々の信仰を集めている。また、安土桃山時代に上田城主になった真田昌幸が四阿山の良材であるトガ・ヒソ伐採禁制の文書を出したのが現存している。また、菅平高原は本州の中央部に位置していて、古代から表日本と裏日本とを結ぶ重要な交通路の一つであり、昔栄えた大笹街道に往時を偲ぶことができる。菅平に本格的な開拓の鋤が打込まれたのは、江戸時代からで松代藩主預人加藤道向が菅平の郷土となって農耕を試みたと言われている。その後天保の終り近く、縷沢・下平の2軒が菅平に移住し本格的な定住が始ったと言われ、菅平の歴史は開拓の歴史であったとも言える。犬正時代には菅平にスキーが入り、昭和5年にはハンネス・シュナイダーが菅平を訪れている。また、昭和7年に大学ラグビーの合宿も始まり昭和30年には初のスキーリフトが完成し、現在のスポーツの高原としての基礎が築かれた。</p> <p>須坂市峰の原高原は、江戸時代から入会地として木材や屋根萱等を採取する農用地として利用されていたが、戦後別荘地・ゴルフ場・スキー場が開発され、その面積は約330haに及んでいる。なお、昭和46年に一帯の土地所有者として入会権者により財団法人仁礼会が設立されている。米子不動滝は、日本三大不動尊の一つと云われ修験者のみそぎの場として古くから知られている。周辺には江戸時代に開発された硫黄鉱山の跡地があり、現在は園地化されている。乳山牧場は、牛馬飼育用に明治15年に開かれた放牧場で北アルプス・善光寺平の眺望に優れている。五味池破風高原自然園は昭和48年に自然園として開園された。</p> <p>高山村七味温泉付近は、明治22年頃開発され、明治29年水害にあい、明治35年復興し現在に至っているが、昭和37年高山村営の国民宿舎が新築された。また、七味温泉上流部には、硫黄鉱山跡地がある。五色温泉付近は、明治19年頃開発され、明治29年の大雨の災害にあい、昭和2年に復興し現在に至っている。山田温泉付近は、古くから開湯されており、現在の浴場は寛政2年(1790)と言われている。</p>								
<p>利 用 の 概 要</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="217 1294 336 1417">利用期間</td> <td data-bbox="336 1294 1439 1417">冬のスキー、夏の球技・高山植物探勝・避暑、秋の紅葉探勝・登山・温泉を利用した保養等通年にわたっている。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1417 336 1541">利用者数</td> <td data-bbox="336 1417 1439 1541">年間利用者数 2,366 千人 (平成7年度の数值) 須坂市： 350 千人・真田町： 1,253 千人・高山村： 763 千人</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1541 336 1753">利用状況</td> <td data-bbox="336 1541 1439 1753">スキー利用は、一般スキーヤーをはじめ修学旅行が多い。また、夏のラグビー・サッカー・テニスは高校・大学の合宿拠点となっている。高山植物探勝・避暑・秋の紅葉探勝・通年にわたっての登山・温泉を利用した保養が行われている。春山のツアースキーも見受けられる。</td> </tr> <tr> <td data-bbox="217 1753 336 1908">利用施設の現況</td> <td data-bbox="336 1753 1439 1908">宿泊施設：菅平高原 158件・山田温泉 7件・七味温泉 4件・五色温泉 1件・山田牧場 6件 屋外運動施設：菅平高原 42ヶ所 スキー場：6ヶ所</td> </tr> </table>	利用期間	冬のスキー、夏の球技・高山植物探勝・避暑、秋の紅葉探勝・登山・温泉を利用した保養等通年にわたっている。	利用者数	年間利用者数 2,366 千人 (平成7年度の数值) 須坂市： 350 千人・真田町： 1,253 千人・高山村： 763 千人	利用状況	スキー利用は、一般スキーヤーをはじめ修学旅行が多い。また、夏のラグビー・サッカー・テニスは高校・大学の合宿拠点となっている。高山植物探勝・避暑・秋の紅葉探勝・通年にわたっての登山・温泉を利用した保養が行われている。春山のツアースキーも見受けられる。	利用施設の現況	宿泊施設：菅平高原 158件・山田温泉 7件・七味温泉 4件・五色温泉 1件・山田牧場 6件 屋外運動施設：菅平高原 42ヶ所 スキー場：6ヶ所
利用期間	冬のスキー、夏の球技・高山植物探勝・避暑、秋の紅葉探勝・登山・温泉を利用した保養等通年にわたっている。								
利用者数	年間利用者数 2,366 千人 (平成7年度の数值) 須坂市： 350 千人・真田町： 1,253 千人・高山村： 763 千人								
利用状況	スキー利用は、一般スキーヤーをはじめ修学旅行が多い。また、夏のラグビー・サッカー・テニスは高校・大学の合宿拠点となっている。高山植物探勝・避暑・秋の紅葉探勝・通年にわたっての登山・温泉を利用した保養が行われている。春山のツアースキーも見受けられる。								
利用施設の現況	宿泊施設：菅平高原 158件・山田温泉 7件・七味温泉 4件・五色温泉 1件・山田牧場 6件 屋外運動施設：菅平高原 42ヶ所 スキー場：6ヶ所								

1 管理の基本的方針

(1) 保護に関する方針

ア、風致景観の特性及び保全対象

上信火山帯、つまり、湯ノ丸山・四阿山・浦倉山・土鍋山・破風岳・御飯岳・笠ヶ岳と続く稜線周辺とその下方に広がる菅平湿原・菅平高原・根子岳・四阿山の西側山麓・毛無峠・乳山牧場及び破風高原が、本管理計画区の風致景観の特性及び保全対象である。

① 菅平湿原

菅平湿原は、菅平高原の低地部、標高 1, 250mの大洞川源流部に位置し、幅250～500m、長さ約1kmの広さを持つ。湿原は、根子岳の噴火の際の溶岩流による堰止湖の水位が低下してで、きたものといわれ、ハンノキ・ヤチダモが優先する湿生林と、オオカサスゲ・ヨシ等が優先する低層湿原からなっているが、周囲から流れ込む火山灰土の堆積が進み森林化が進んでいる。湿生林にはシバタカエデ・ハナヒョウタンボク・オニヒョウタンボク・エゾサンザシ等分布に特徴ある種が生育している。1987年の水路工の際に乾燥した立地ができ、オオブタクサ・アメリカセンダングサ・メマツヨイグサなどの大型帰化植物が進入し、在来の湿原の種を被圧している。また、川沿いのヤチダモに立枯れが目立ち樹冠が完全に開放した場所も見られる。

② 菅平高原

菅平高原は、根子岳・四阿山の南西部に広がる標高1,300～1,500mの高原地域で、耕作地・別荘地・スキー場・ゴルフ場・グラウンド等の開発が進んでおり、ヒロハウシノケグサ・カモガヤ・ヒメジョオン・ヘラオオバコ等の帰化植物が普通に見られる。日本ダボス等のスキー場のゲレンデはススキの二次草地となっており、マツムシソウ・キキョウ・オミナエシ・ツリガネニンジン・コオユニリ等の高原を代表する花や野草が豊富に見られる。ただし、人工草地のゲレンデはオオアワガエリ・カモガヤ等の外来牧草やメマツヨイグサ・ヒメジョオン等の帰化植物が優先する。ゲレンデ開発の際伐採され、その後放置されている場所にはアカマツ・ミズナラ等が侵入して樹林が回復している。

③ 根子岳・四阿山の西側山麓

根子岳・四阿山の商側山麓は、放牧や伐採等の人為による影響を受けており、自然植生はほとんど残っていない。根子岳登山口から標高1,700m付近までは牧場となっている。牧場内はシバが優先しワラビ・マルバダケブキ・ヤマハハコ・レンゲツツジ等好陽性の種が混生する二次草地として維持されている。牧場より上部は森林が回復してきており標高1,800m付近までシラカンバ群落、標高1,800mより上部はダケカンバ群落となっている。ともに林床はクマイザサが優占することが多く比較的単調である。標高が高くなるにつれて樹高は5～7mと低くなる。登山道沿いの草地にはヤナギラン・シシウド・ウスユキソウ・クガイソウ等の高原の花を見ることが出来る。標高2,000mより上部の風衝地では森林群落はなくなり、クマイザサが優占する草地となる。根子岳山頂付近の岩れき地ではクロマメノキ・ガンコウラン・コケモモ等矮性低木の群落やコメススキ・イワノガリヤス等の群落が見られる。根子岳山頂や四阿山山頂付近では亜高山帯針葉樹林のオオシラビソ群落となっている。四阿山から南西に伸びる尾根上にわずかにハイマツ群落も見られる。

④ 毛無峠

毛無峠(1,823m)は、破風岳(1,999m)と御飯岳(2,160m)の間に峠で風衝地のため高木はなく、稜線から西側斜面はガンコウラン・クロマメノキ・コケモモ等の矮性低木がカーペット状に群落をつくっている。峠付近は人の立ち入りや車の乗り入れのため植生が破壊されており、表土が流出したり浸食を受ける被害が見られる。毛無峠西側の破風岳は東側が急峻な風衝地で、ササ草地・イワノガリヤス草地・ミヤマホツツジ・コメツガ等の風衝低木地となっている。山頂の西側は傾斜の緩いオオシラビソ林となっている。ハイマツ群落は毛無峠からの登山道となっている尾根付近に小斑状に分布する。山頂の北側は岩場となっており、ミネカエデ・コメツツジ・ハクサンシャクナゲ等の低木やハクサンオミナエシ・コメパツガザクラ・ゴゼンタチバナ等の高山性の草本が見られる。

⑤ 乳山牧場・破風高原

乳山牧場・破風高原は、破風岳西側の斜面に位置しており、古くから牧場として利用されてきた。乳山牧場はシバ群団となっており、レンゲツツジが散在する草原植生となっている。牧場の周囲はブナ・ミズナラの森林植生であるが、コメツガ・ウラジロモミ・マイヅルソウ等の亜高山性の植物も見られる。

また、米子溪谷は大瀑布があり、古くから不動信仰の対象となり修験道場として今なお多くの信者を集

めており、比較的良好な自然が残された区域である。

イ、保全対象の保全方針

① 菅平湿原

湿原及び湿原に連続する沢沿いの湿性林について、これ以上の面的減少を防ぎ湿原の多様な動植物を保全するため、恒久的な湿原自体の保全が必要である。また、湿原は周囲からの流入水等の水環境に大きく依存している。湿原保全には流域全体での水環境管理が重要であり、表流水の防止及び流域での水質浄化が望まれる。また、自然観察等の利用には歩道外へ立ち入らないこと、湿原内への帰化植物の進入に対しては定期的な帰化植物の刈払いと将来的にはススキ・ヨモギ等の二次草原創出をめざすことを検討する。

② 菅平高原

菅平高原に残存する沢沿いの湿性林やミズナラ林は貴重な自然環境として保全する。またツキヌキソウは分布域がわずかであり早急な保護対策の検討が必要である。日本ダボスと菅平牧場で見られる二次草地は人為的な管理が必要である。夏期のゲレンデ利用として行われているパラグライダーは植生保全と整合性のとれたものでなければならない。また、高原一帯や根子岳・四阿山を見渡す広がりのある景観を維持するため、建築物等の高さや密度に充分配慮する。

③ 根子岳・四阿山の西側山麓

根子岳・四阿山の西側山麓は、菅平地域における最も重要な景観を形成する一帯であり、現状を保全することとし、牧場より上部における人為の影響は出来るだけ避けることを目標とする。また、高山蝶の保護については厳正な法規制による保護、自然植生の保護やゴミの投捨てには現地指導員による巡視や普及啓発・指導が望まれる。

登山道については、利用者の安全確保のみならず流出した表土による周辺植生の破壊等にもつながるため、現地の状況に応じた施設整備が必要である。

④ 毛無峠

毛無峠付近は、ガンコウラン群落保護のため、車輛乗入れ禁止や踏み込み防止策の早急な検討をはじめ、制札板・巡視による規制が必要である。これにあわせ裸地化した部分の植生復元作業の実施や適正な利用を促す施設等も必要に応じて行う。

⑤ 乳山牧場・破風高原

乳山牧場・破風高原・米子溪谷から亜高山帯にかけての自然環境・自然景観保全のため、治山・治水工事に当たっては事前に的確な状況確認が必要である。

ウ、保護施設の整備及び保護のための事業の実施方針

① 菅平湿原

湿原にふさわしい植生の回復を行う等湿原の保護対策を検討する。

② 菅平高原

湿性林・ミズナラ林・ツキヌキソウの保護対策検討、二次草地の維持・保全を検討する。

③ 根子岳・四阿山の西側山麓

荒廃登山道の整備、裸地化した部分の植生復元作業を検討する。

④ 毛無峠

車輛乗入れ禁止の制札板設置や踏み込み防止策を検討する。

⑤ 乳山牧場・破風高原

治山・治水工事は事前に状況確認を実施する。

(2)利用に関する方針

ア、利用の特性及び利用方針

- ① 菅平高原においては、国道を挟んでスキー場・ゴルフ場・屋外運動場・宿舍等の施設が集中し、冬はスキー、夏はスポーツ合宿等の利用が盛んである。今後は風致景観の保全に留意しつつ、こうした利用を引き続き推進するとともに、登山や草原の散策等自然とのふれあいを中心とした利用を推進する。
- ② 菅平湿原は、自然観察・自然ふれあい等の利用があり、さらに湿原の散策等自然とのふれあいを中心とした利用の拡大を図る。
- ③ 根子岳・四阿山・毛無峠・破風岳への登山や草原・湿原の散策等が行われており、さらに自然とのふれあいを重視した利用の拡大を図る。
- ④ 米子不動滝・乳山牧場・五味池においては一部探勝の利用が行われている。今後は探勝の利用を一層推進することとする。
- ⑤ 溪流沿いに山田温泉・仙仁温泉・五色温泉・七味温泉が点在し、山間のいで湯として利用が多く、今後とも利用の推進を図る。

イ、利用施設の整備及び管理方針

- ① スキー場・屋外運動場・宿舍等の施設を充実・整備し、適切に管理する。また、登山道・散策路を整備し、適切に維持管理する。
- ② 自然とのふれあいを中心とした利用の推進を図るため、VC を充実・整備し、適切な管理を行う。
- ③ 根子岳・四阿山・破風岳への登山道を整備し、適切に維持管理する。
- ④ 米子不動滝・乳山牧場・五味池の自然探勝路を整備し、適切に維持管理する。
- ⑤ 溪流沿いの山田温泉・仙仁温泉・五色温泉・七味温泉は山間のいで湯としての施設を整備し、適切に維持管理する。

ウ、利用指導及び利用規制方針

- ① 自然とのふれあいを重視し、ツアースキー・クロスカントリースキー・自然観察会等の開催及び指導者の育成を図る。
- ② 地域の歴史・自然ガイド等ソフト面の整備を検討する。
- ③ スキー場・牧場等の利用に当たっては、パラグライダー・スノーモービルの利用等に関し必要な利用規制を行う。
- ④ 自然散策路・登山・園地・野営等の利用に当たっては、自然の脆弱さ・植生復元の困難さ・山岳地での尿処理の困難さ・雑排水処理の困難さを理解される工夫をしつつ、歩道外への立入り・ペットの持込み・ゴミ持帰り等に関し必要な利用指導と利用規制を行う。

2 風致景観の管理に関する事項

(1) 許可、届出等取扱方針

ア 特別地域

特別地域内における各種行為については、自然公園法の行為許可申請に対する審査基準として、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）第5に規定するとおり、自然公園法施行規則第11条に規定する許可基準、同条第30項の規定に基づき環境庁長官が定めた「上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例」（平成12年9月6日付け環境庁告示第61号）及び「自然公園法の行為の許可基準の細部解釈及び運用方法について」（平成12年8月7日付け環自国第448-3号）において定める基準の細部解釈によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
共通事項	全地区	公園事業として執行することが適当な行為については、公園事業として執行するよう指導する。なお、一般公園利用者のための施設で公園計画にないものを整備しようとするときは、当該管理計画に整合し、規模は必要最小限とする
1 工作物 (1) 建築物	各地区 共通	<p>①基本方針 周囲の自然環境と調和し、かつ主要利用拠点から見た根子岳・四阿山・菅平高原の展望を妨げないものであること。</p> <p>②規模 必要最小限とする。</p> <p>③デザイン・色彩 (ア) 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻型とすること。ただし、小規模な車庫・倉庫等の建築物についてはこの限りでない。 (イ) 屋根の色彩は焦げ茶色系又は銅板葺きのままとする。ただし自然材料を用いる場合は素材色も認める。 (ウ) 外壁の色彩は茶色系とする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系・黒色系を選択できるものとする。</p> <p>④修景緑化 支障木については、移植可能なものは仮植後、周囲の緑化復元に使用すること。施設周囲の裸地は郷土樹により修景のための植栽をする。地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取り、いったん保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。 緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。</p> <p>⑤付帯施設 (ア) 当該施設の汚水処理は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。 (イ) 取付道路及び駐車場は、道路に準じて取扱う。車庫・倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態・材料・色彩と同様のものとする。 (ウ) 浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と同じ様態に復すること。ただし、上部を他に活用する場合はこの限りでない。</p> <p>⑥法面処理 法面や裸地が生ずる場合は(2)道路(車道)③法面処理に準じて取り扱う。</p>

(2) 道路(車道)	各 地区 共 通	<p>①基本方針 自然環境との調和を図るため、曲線半径や道路の縦断勾配等は、極力現地形に順応させること。</p> <p>②付帯施設 (ア) 野生動物が生息する地域では野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。 (イ) 危険防止柵は、ガードケーブルを用いるものとし、やむを得ずガードレールを用いる場合、展望地などから望見される箇所では外側を暗灰色に塗装するか亜鉛メッキ仕上げにする。案内標識等は必要最小限としデザイン・規格等の統一を図る。</p> <p>③法面処理 (ア) 切取・盛土面は土羽や岩盤の安定化を図り、現地産と同種の植物による緑化やネット工法等の措置を講ずる。擁壁には、自然石を用いるか若しくは自然石を模した表面仕上げとする。なお、掘削によって生じた石材は極力工事現場における土留材等に活用する。 (イ) 落石防止柵の柵部分は焦茶色に塗装する。 (ロ) トンネルの露出部分は石張り、又は自然石に模した表面仕上げとする。 (ハ) 落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とする。 (ニ) 掘削土を谷側へ流出させない措置を講じる。 (ホ) コンクリート吹付けは安全確保上他に工法がない場合に限る。</p> <p>④残土処理 公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法にかかる許可を受け又は届出等がなされて行われる他の行為に適切に流用できる場合はこの限りでない。</p> <p>⑤修景緑化 支障木は可能な限り行為地周辺又は工事跡地に移植し、伐採は最小限とする。施設の周囲は郷土種により修景・緑化する。 地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取って保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。 廃道は、災害防止に役立つ擁壁等の場合を除き、原状に復し郷土産植物により緑化する。</p>
(3) 電柱、鉄塔 アンテナ等	各 地区 共 通	<p>①基本方針 (ア) 主要展望地点及び主要利用ルートからの展望方向の景観に支障がある位置には許可しない。 (イ) 電気線・電話線が併行する場合は共架とする。 (ロ) 送電鉄塔は許可しない。</p> <p>②色彩 設置する電柱等については、付属物を含め焦げ茶色・黒色系とする。</p> <p>③行政指導の指針 申請者には、以下の事項について指導する。 ・出来るだけ地下埋設とすること。</p>
(4) 自動販売機	各 地区 共 通	<p>基本方針 屋内及び建物壁面線より内側に埋込む形で設置するもので、外側の色彩を壁面と同一配色とする。(屋根・壁があれば屋内とみなす。)</p>
(5) その他の工 作物	各 地区 共 通	<p>基本方針 治山・治水施設の露出部分は、周囲の自然景観と調和したものとするよう関係機関と調整する。</p>

2 木竹の伐採	各地区 共通	<p>①基本方針 国有林及び民有林の施業については、「自然公園内における森林の施業について」（昭和34年11月9日国発第643号）及び「同（国有林の取扱）」（昭和48年8月15日環自企第516号）を基本として地域の風致に配慮した施業とする。</p> <p>②伐採方法 (ア) 利用地の枯損木等利用者の安全確保及び展望確保上支障のあるものについては伐採する。 (イ) 土場・作業道・架線は、宿舎・温泉・スキー場・園地等の公園利用拠点・公園利用道路及び根子岳・四阿山・笠ヶ岳等の山稜上から望見されないよう留意する。 (ウ) 貴重な野生動植物が生息・生育している場所においては、極力施業を実施しないよう森林管理者と調整する。</p>
3 土石の採取 (1)ボーリング	各地区 共通	<p>基本方針 湿原・温泉・湧水等の水文環境への影響がないと予測されるものでなければ許可しない。</p>
(2)採石業等	各地区 共通	<p>①基本方針 河川砂利の採取以外は許可しない。</p> <p>②採取方法 河川砂利の採取は、温泉・スキー場・園地等の公園利用拠点・公園利用道路及び根子岳・四阿山・笠ヶ岳等の山稜から望見されない位置であり、希少な両生類・希少な水生昆虫・特異な魚類の生息が確認されていないことの要件を満たすこと。また濁水を発生させないこと。</p>
(3)その他の土石の採取	各地区 共通	<p>基本方針 期間を定めて学術研究のために行われるもの以外は許可しない。</p>
4 広告物	菅平高 原地区 菅平高 原地区 以外	<p>基本方針 誘導板・案内板等については町指定のもの以外許可しない。</p> <p>基本方針 公園利用に係る誘導板・案内板等は、国立公園等における標識整備のガイドラインに則して地区毎に定めるものとする。</p>
5 土地の形状変更	各地区 共通	<p>基本方針 次の目的以外は認めない。 (ア) 農地造成 (イ) 宅地造成（集団的に建築物を建築させるための敷地造成として行われるものを除く。） (ウ) 学校等公共施設の運動場の設置</p>
6 植物の採取	各地区 共通	<p>基本方針 期間を定めて実施する学術研究又は公共機関が植生復元を目的として行うもの以外は許可しない。</p>
7 学術研究共通	各地区 共通	<p>①基本方針 次の事項を履行しないものは許可しない。 (1) 調査結果は公園管理、利用者サービスの資料として中部地区自然保護事務所長あて報告をする。 (2) やむをえず花畑等に立入って行為を行う場合は、履物は底の柔らかい物を使用する等植物の損傷を最小限とする措置をとる。 (3) 行為に当たっては、許可証を携行し、行為が許可されていることを明記した腕章等を着用して他の公園利用者との区別を明示する。 (4) 行為に伴う資材運搬方法は自然環境に影響が少ない最善の方法とする。</p>

(5) 行為に伴う廃材・残土は国立公園区域外に搬出する。

イ 普通地域

普通地域内における要届出行為については、「国立公園の許可、届出等取扱要領」（平成12年3月30日付け環自国第180-1号）及び「国立公園普通地域におけるゴルフ場造成計画に対する指導指針について」（平成2年6月1日付け環自保第343号）によるほか、下記の方針により指導する。

行為の種類	地区	取 扱 方 針
1 工作物 (1) 建築物	各地区 共通	<p>①基本方針</p> <p>(ア) 周囲の自然環境と調和し、かつ主要利用拠点から根子岳・四阿山・菅平高原の他主要展望を妨げないものであること。</p> <p>(イ) 貴重な動植物の生息・生育に影響を及ぼさないものであること。</p> <p>②規模・壁面後退等</p> <p>(ア) 建築面積が2,000m²以下かつ高さ（建築物の最低地盤面から避雷針・煙突・アンテナ等を除いて算定した高さ）が13mを超えないものとする。ただし、公共的施設についてはこの限りでない。</p> <p>(イ) 建築物の水平投影外周線（建築物の地上に露出する部分の水平投影外周線と敷地境界線との距離）は、5m以上とする。</p> <p>(ウ) 建築物に係る土地の地形勾配は、30%以下とする。</p> <p>(エ) 既存建築物の改築又は建て替える場合は、従前の数値を超えないものとする。</p> <p>③デザイン</p> <p>(ア) 建築物の屋根の形状は、2/10～5/10の勾配を有する切妻型とすること。</p> <p>(イ) 屋根の色彩は焦げ茶色系又は鋼板葺きの素材色とする。</p> <p>(ウ) 外壁面の色彩は茶色系とする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系・黒色系を選択できるものとする。</p> <p>④修景緑化</p> <p>支障木は、仮植えをしておき周辺に植戻し復元すること。施設周囲の裸地は郷土樹により修景のための植栽をする。地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取り、いったん保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。</p> <p>緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。</p> <p>⑤付帯施設</p> <p>(ア) 当該施設の污水处理施設は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。</p> <p>(イ) 車庫・倉庫等小規模な付帯建築物は、極力主たる建築物に包含することとし、やむを得ず別棟にする場合は主たる建築物の形態・材料・色彩と同様のものとする。</p> <p>(ウ) 浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と同じ様態に復すること。ただし、上部を他に活用する場合はこの限りでない。</p>
2 広告物	菅平高原地区	<p>基本方針</p> <p>下記の内容とするよう指導する。</p> <p>(ア) 表示面の面積は5m²以下、同一敷地内表示面の面積合計10m²以下。</p> <p>(イ) 表示面又は広告物の高さ5m以下。ただし、既設工作物に掲示又は表示するものにあつては当該工作物の高さ。</p> <p>(ウ) 光源を用いるものにあつては光源（光源を内蔵するものにあつては表</p>

		<p>示面を含む)が白色系のものであること。</p> <p>(エ) 動光又は光の点滅を伴わないものであること。</p> <p>(オ) 蛍光色又は色彩の組合わせによって公園利用者に必要以上に強い印象を与えるものでないこと。</p> <p>(カ) 誘導板・案内板等は町指定のもの。</p> <p>(キ) 指導標・説明板等は設置者名の表示面積が300c m²以下、設置者が重複して表示されないものであること。</p> <p>(ク) 広告物たるベンチ・クズ籠等の簡易施設を設置する場合は、表示面積300c m²以下、設置者名が重複せず、商品名の表示・設置者の営業宣伝の文言を用いるものでないこと。</p> <p>(ケ) 公園利用に係る誘導板・案内板等は、真田町指定のものとする。</p>
	菅平高原地区以外	<p>基本方針</p> <p>(7) 自然公園法施行規則第11条第18項に適合するよう指導する。</p> <p>(4) 公園利用に係る誘導板・案内板等は、国立公園等における標識整備のガイドラインに則して地区毎に定めるものとする。</p>
3 土石の採取 採石	各地区共通	<p>①基本方針</p> <p>届出を要する行為のうち河川砂利の採取以外は禁止する。</p> <p>②採取方法</p> <p>河川 砂利の採取は、利用拠点及び主要利用道路から望見されない位置であり、希少な両生類・希少な水生昆虫・特異な魚類の生息が確認されていないことの要件を満たすこと。また濁水を発生させないこと。</p>
4 土地の形状変更	峰の原地区	<p>基本方針</p> <p>次の目的以外は禁止する。</p> <p>(7) 宅地造成</p> <p>(4) 学校等公共施設の付帯施設及び運動場の設置</p> <p>(9) 高地トレーニング及び林間学校利用者のグラウンド</p> <p>(エ) 峰の原ゴルフ場の改修</p>
	峰の原地区以外	<p>基本方針</p> <p>次の目的以外は禁止する。</p> <p>(7) 宅地造成</p> <p>(4) 学校等公共施設の付帯施設及び運動場の設置</p>

(2) 公園事業取扱方針

事業決定の内容及び「国立公園事業取扱要領」(平成12年3月30日付け環自国第179-1号)によるほか、下記の取扱方針によるものとする。

事業の種類	地区	取 扱 方 針
道路(車道)	各地区共通	<p>①付帯施設</p> <p>(7) 野生動物が生息する地域では野生動物の移動を妨げないよう対策を講じること。</p> <p>(4) 危険防止柵は、ガードケーブルを用いるものとし、やむをえずガードレールを用いる場合、展望地などから遠望される箇所では外側を暗灰色に塗装するか亜鉛メッキ仕上げにする。案内標識等は必要最小限としデザイン・規格等の統一を図る。</p>

	<p>②法面処理</p> <p>(ア) 切取・盛土面は土羽や岩盤の安定化を図り、現地産と同種の植物による緑化やネット工法等の措置を講ずる。擁壁には、自然石を用いるか若しくは自然石を模した表面仕上げとする。なお、掘削によって生じた石材は極力工事現場における土留材等に活用する。</p> <p>(イ) 落石防止柵の柵部分は焦茶色に塗装する。</p> <p>(ロ) トシの露出部分は石張り、又は自然石に模した表面仕上げとする。</p> <p>(エ) 落石防止網の色彩は、焦茶色又は光沢のない灰色とする。</p> <p>(オ) 掘削土を谷側へ流出させない措置を講じる。</p> <p>(カ) コンクリート吹付けは安全確保上他に工法がない場合に限る。</p> <p>③残土処理</p> <p>公園区域外に搬出するものとする。ただし、自然公園法に係る許可を受け又は届出等がなされて行われる他の行為に適切に流用できる場合はこの限りでない。</p> <p>④修景緑化</p> <p>支障木は可能な限り行為地周辺又は工事跡地に移植し、伐採は最小限とする。施設の周囲は郷土種により修景・緑化する。</p> <p>地形改変部は、あらかじめ表土を剥ぎ取って保存し、地形改変部の緑化復元に活用する。緑化に使用する種子は、郷土種を使用する。</p> <p>廃道は、災害防止に役立つ擁壁等の場合を除き、原状に復し郷土産植物により緑化する。</p>
仁礼菅平線	<p>①基本方針</p> <p>当該道路は、急峻な山腹を通る国道で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員・急勾配の改善のための改築・整備を行うが、自然環境との調和を図るため、曲線半径や道路勾配等は、極力現地形に順応させるものとする。また、通行量の多い区間は歩行者用通路を整備する。</p> <p>②付帯施設</p> <p>必要に応じ路傍施設を設置する。</p>
真田菅平線	<p>基本方針</p> <p>当該道路は、真田町から菅平に至る国道である。今後の改良に当たっては、曲線半径や道路勾配等は、極力現地形に順応させるものとし、通行量の多い区間は歩行者用通路を整備する。</p>
鳥居峠線	<p>基本方針</p> <p>当該道路は、菅平口から鳥居峠を経て大笹へ至る国道である。改良に当たっては、曲線半径や道路勾配等は、極力現地形に順応させるものとし、狭小な幅員・急勾配の改良整備を行う。</p>
山田白根線	<p>①基本方針</p> <p>当該道路は、奥山田・国立公園境界から七味温泉まで6.5kmの県道で、沿線に温泉やスキー場があり通年利用されている。狭小な幅員・急勾配の改良整備を行う。</p> <p>②付帯施設</p> <p>高井橋の色彩は、地域の歴史に鑑み関係機関と調整を図る。</p>

	万座峠線	<p>基本方針</p> <p>当該道路は、高山村奥日影から群馬県万座へ至る急峻な山腹地を通る県道であり、狭小な幅員・急勾配の改良整備を行う。</p>
道路（歩道）	各地区共通	<p>管理方針</p> <p>登山者の事故防止及び高山植物保護のため、案内板・指導標・制札の設置を検討するものとし、材料は極力自然素材を用いるものとする。荒廃区間・未整備区間の改良に当たっては、沿線の自然の改変を極力避け湿原部分は木道の整備を適切に行う。また、立木の伐採は行わない。</p>
	四阿山登山線	<p>①基本方針</p> <p>菅平高原から根子岳を経て四阿山へ至る登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>登山口に適正規模の公衆便所を整備する。</p>
	根子岳登山線	<p>①基本方針</p> <p>菅平牧場を経由し根子岳への登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>登山口に適正規模の公衆便所を整備する。</p>
	米子線	<p>基本方針</p> <p>須坂市硯原の米子川沿い国立公園境界から四阿山登山線道路（歩道）に至る登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</p>
	笠ヶ岳線	<p>基本方針</p> <p>五色温泉から笠ヶ岳に至る登山道であり、登山者の安全な利用が図られるよう整備する。</p>
園地	菅平	<p>①基本方針</p> <p>自然探勝や散策等の利用の増加に対応し、園地としての有効活用を図るための整備を進める。</p> <p>(7) 野鳥・植物の解説板等自然解説のための施設整備に努める。</p> <p>(イ) 園地以外への立入りにより動植物の損傷や裸地化及び利用者の危険の恐れがある場合は、制札・立入禁止柵等を整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>休憩所・公衆便所等の施設を付帯する場合は、適正な規模とし、改修・整備のための自然改変を極力少なくして周辺環境との調和に留意する。</p> <p>③管理方針</p> <p>施設の維持管理、美化清掃については真田町が適切な管理を行うものとする。</p>
	笠ヶ岳	<p>①基本方針</p> <p>山田牧場・志賀高原の展望園地として整備する。</p>

		<p>②付帯施設の取扱い 展望説明板・休憩所・駐車場・公衆便所等を整備する。</p> <p>③管理方針 休憩所事業者は、適切な環境衛生管理を行う。</p>
	山田温泉	<p>①基本方針 地域の特性を活かした内容のものを計画的に整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い 自然探勝路の説明板及び温泉施設等を整備する。</p> <p>③管理方針 良好な自然探勝及び温泉裕が出来るような施設を充実する。</p>
宿舎	各地区共通	<p>①規模・デザイン等</p> <p>(ア) 屋根の形態は、港雪の危険防止に配慮した切妻型とし、1/5 1/2 の勾配屋根とする。ただし小規模な車庫・倉庫等の建築物についてはこの限りでない。</p> <p>(イ) 屋根の色彩は焦げ茶色系又は銅板葺きのままとする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。</p> <p>(ウ) 外壁面の色彩は茶色系とする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系・黒色系を選択できるものとする。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 当該施設の汚水処理は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。</p> <p>(イ) 貯水槽及び浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と同じ状態に復すること。ただし、上部を他に活用する場合はこの限りでない。</p>
	菅平	<p>①基本方針 当集団施設地区は、この地区の最大の収容力を有し、冬はスキー修学旅行、夏はラグビー等の合宿地として利用者が多い。今後ともこれら多様な利用者を対象として、各種の宿泊施設を充実整備する。</p> <p>②規模・デザイン等</p> <p>(ア) 建築物の高さは15m以下とする。</p> <p>(イ) 建築物に係る土地の地形勾配は30%以下とする。</p> <p>(ウ) 建築物の壁面線の敷地境界線及び道路からの後退距離は5m以上とする。</p> <p>(エ) 既に上記各号の基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の規模を超えないものとする。</p> <p>③付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 宿舎の収容力に見合った駐車スペースを敷地内に確保すること。</p> <p>(イ) 屋外運動施設及び独立した形での屋内運動施設は、宿舎利用者のみが使用するものに限り適正な規模内で付帯施設として扱う。特に付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号</p>

		<p>保護管理課長通知)による。</p> <p>(ウ) 独立した形での売店・店舗等は、敷地内であっても付帯施設とは見なさない。</p> <p>④修景緑化 建物と道路との間には極力樹木を植えることとし、地区全体の緑地率を増加させる。</p>
	山田温泉	<p>①基本方針 (ア) 温泉・自然探勝等の利用を推進するため、山中の宿泊地として既存宿舎の整備・充実を図る。 (イ) 新たな宿舎事業の参入は認めない。</p> <p>②規模・デザイン等 (ア) 建築物の高さは15m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。 (イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p>
	七味温泉	<p>①基本方針 (ア) 温泉・自然探勝等の利用を推進する、山中の宿泊地として災害防止に配慮しつつ既存宿舎の整備・充実を図る。 (イ) 新たな宿舎事業の参入は認めない。</p> <p>②規模・デザイン等 (ア) 建築物の高さは15m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。 (イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p>
	山田牧場	<p>①基本方針 高原牧場及び笠ヶ岳登山の宿泊地として整備する。</p> <p>②規模・デザイン等 (ア) 建築物の高さは15m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。 (イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p> <p>③付帯施設の取扱い (ア) 屋外運動施設及び独立した形での屋内運動施設は、宿舎利用者のみが使用するものに限り適正な規模内で付帯施設として扱う。特に付帯施設としてテニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知)による。</p>
	五色温泉	<p>①基本方針 (ア) 豊富な温泉を利用した宿泊地として災害防止に配慮しつつ既存宿舎の整備・充実を図る。 (イ) 新たな宿舎事業の参入は認めない。</p>

		<p>②規模・デザイン等</p> <p>(ア) 建築物の高さは15m以下とする。既にこの基準を超えている既存建築物の改築又は建替え・災害復旧のための新築の場合は、従前の高さを超えないものとする。</p> <p>(イ) 建築物の意匠は、和風形式を基調とする。</p> <p>③付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 宿舍の収容力に見合った駐車スペースを敷地内に確保すること。</p> <p>(イ) 独立した形の売店・店舗等は、敷地内であっても付帯施設とは見なさない。</p>
運動場	菅平	<p>①基本方針</p> <p>集団施設地区内の東方に正式競技が可能な運動場を集約的に整備する。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 利用者の収容力に見合った駐車場を敷地内に確保すること。</p> <p>(イ) 施設の整備にあたっては、自然改変を極力少なくし、周辺の環境との調和に留意する。</p> <p>③管理方針</p> <p>施設の維持管理、美化清掃については事業執行者が適切な管理を行うものとする。</p> <p>④その他</p> <p>テニスコートを設置する場合は、「国立公園事業に係るテニスコートの取扱要領について」(昭和57年5月7日付け環自保第138号保護管理課長通知)による。</p>
スキー場	全スキー場 共通	<p>①基本方針</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」(平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知)による他以下による。</p> <p>スキー場施設(ゲレンデ・滑降コース・スキーリフト・付帯施設)の新設・改良・増設は、必要最小限に留めるものとし、施設の整備に当たっては、良好な自然地域に係るものでなく、且つ地区景観に著しい影響を与えない場合に限るものとする。また、スキー場施設のうら、ゲレンデの新設・増設については、利用上必要不可欠な場合に限るものとする。</p> <p>②スキー場区域</p> <p>事業決定による。</p> <p>③保存緑地率</p> <p>「国立公園におけるスキー場事業の取扱について」(平成3年6月7日付け環自国第315号自然保護局長通知)の3に基づき定める。</p> <p>既に基準以下となっているスキー場については、その緑地率を維持するものとする。</p> <p>④スキー場事業施設の取扱い</p> <p>(1) 滑降コース・ゲレンデ</p> <p>滑降コース・ゲレンデの配置に当たっては、十分な施設間隔を保つとともに、優れた植生の見られる土地及び災害発生危険地等は避けるものとする。滑降コースの幅は、原則として50mを越えない範囲で新設・</p>

		<p>増設するものとする。既に越えている場合は、現状コース幅以内とする。また、グレンデの新設・増設の位置は、スキーリフトの起終点・中継点・スキーリフト沿線の地域で利用上必要な場所に限るものとし、規模は必要最小限に留めるものとする。</p> <p>滑降コース・グレンデの新設・増設・改良に伴う整備に当たっては、原則として現状の地盤である自然地形のままとし、大幅な地形改変を伴う造成は避けるものとする。やむを得ず造成する場合は、表土による緑化復元を原則としてこれが不可能な場合は、郷土種による速やかな緑化を図り、風致の保護及び防災上の措置を講ずるものとする。また、支障木は極力周辺へ移植を行い修景緑化を図る。工事によって生じた石材は、極力土留め材料に活用する。</p> <p>(2) スキーリフト等 リフト支柱の色彩は、焦げ茶色とする。</p> <p>(3) 建築物</p> <p>(ア) 建築物の高さは15m以下とする。</p> <p>(イ) 屋根の形態は、落雪の危険防止に配慮した切妻型とし、1/5～1/2の勾配屋根とする。ただし小規模な車庫・倉庫等の建築物についてはこの限りでない。</p> <p>(ウ) 屋根の色彩は焦げ茶色系又は鋼板葺きのままとする。ただし自然素材を用いる場合は素材色も認める。</p> <p>(エ) 外壁面の色彩は茶色系とする。ただし、自然素材を用いる場合は素材色も認める。また、周囲が集落状況をなすか、外部から望見されない場所においては白色系・黒色系を選択できるものとする。</p> <p>(オ) 当該施設の汚水処理は、公共下水道によるものとする。それが困難と認められるものについては、当該地域の排水基準を満たす機能を有する施設によるものとする。</p> <p>(カ) 貯水槽及び浄化槽等は地下埋設とし、上部は周辺地面と同じ様態に復すること。ただし上部を他に活用する場合はこの限りでない。</p> <p>⑤その他</p> <p>(ア) スキー場内の放送等音響については、必要最小限に努める。</p> <p>(イ) 融雪防止剤の使用は、自然環境への影響が懸念されるため認めない。</p> <p>(ウ) 人工造雪機の使用は、利用者の安全確保上やむを得ず、かつその冬の初冠雪のあった日以降とするよう指導する。</p> <p>(エ) スキー利用期以外は、車道沿や宿舎に近接する緩斜面においては、植物鑑賞・運動・ピクニック等の場として利用することを検討する。</p>
ゴルフ場	菅平	<p>①基本方針</p> <p>(ア) 施設の規模は現状を維持する。</p> <p>(イ) 敷地内の自然樹林地は保全する。</p> <p>(ウ) ゴルフ場内に使用する芝は極力日本芝等郷土種を使用すること。</p> <p>(エ) 野鳥・昆虫・水生生物等の生息環境の保全・創出について適切な配慮がなされ、水質・水源の保全等についても必要な措置を講じること。</p> <p>②付帯施設の取扱い</p> <p>(ア) 建築物の形状・色彩等は宿舎事業と同様とする。</p> <p>(イ) 汚排水処理施設は、技術的に最良の機能を有すると認められるものとする。</p>

		③管理方針 農薬等の薬剤は、使用しないよう指導する。
給油施設	菅平	①基本方針 施設の規模は現状程度とし、サインポールは1基とする。
給水施設	菅平	①基本方針 新たに取水施設を整備する場合は、必要水量の動向を十分把握して規模決定するものとする。
排水施設	菅平	①基本方針 施設の規模等は現状程度とし、施設の改修に当たっては、自然改変を極力少なくし、建築物等のデザインは建築物に準じるものとする。

3 地域の開発・整備に関する事項

当該管理計画区は、自然度が高い山稜部を始め溪谷・牧場・スキー場・別荘地・温泉地等が存することからその利用にふさわしい適切な利用施設の整備を図り、利用環境の向上を図るものとする。なお、自然環境・風致景観に与える影響が大きい大規模開発等の行為については、事前に十分な環境影響評価を行い、自然環境・風致景観に重大な影響を与えるものは認めないものとする。

(1) 自然公園施設

国立公園管理者は、自然公園施設の計画・整備に関して、地元関係者と充分協議する。なお、ピジターセンターの整備箇所・整備方針について検討する。

(2) 一般公共施設

一般公共事業の事業者は、公共施設の事業実施について、事業の円滑な実施を図るため、各事業主体別に毎年度末、公共事業のヒヤリングを実施し、基本的な調整を行う。

4 利用者の指導に関する事項

(1) 自然解説に関する事項

ア 国立公園の自然や保護に対する理解を促進するため、宿泊施設を自然情報の収集、発信の基地として位置付け、これら自然情報を活用したパンフレットの作成・配布・各種自然観察会の開催等、公園事業者による利用者サービス活動を推進するとともに、より有効なソフトプログラムの開発・運営、公園事業者及び利用者が参加するモニタリング調査等について検討を進める。

イ 山麓部の遊歩道等において、自然解説板・セルフガイド・パンフレット等の完備した自然観察路の整備について検討を進める。

(2) 利用者の規制

ア 施設が整備されていない箇所での野営禁止を指導する。

イ 高山植物の踏み荒らし、盗裁、高山蝶等の密猟の防止のため関係機関とのパトロールを充実させる等、連絡調整を密にする。

ウ 集団登山については、「混雑期の利用を避ける」「小グループ化による登山」「日程の分散を図る」「山岳ガイド利用の推奨」等適切な指導を行う。

エ 関係自治体・山岳団体・公園事業者等に広く協力を求め、自然保護思想や公園利用のマナーを普及啓発させるための事業を推進する。

特に以下の点について重点的に取り組むこととする。

- ① 入山前の利用者に規制内容等の周知を図るため、表示板を整備する他、旅行会社やバス等交通機関によるPR等必要な情報の提供について検討を進める。
- ② 登山者に対し、自然の脆弱さや植生復元の困難さを理解させる。特に歩道外への立ち入り等が植生帯の裸地化を引き起こすことを周知させる。
- ③ 山岳地の登山道へのペット類の持ち込みは、野生動物等への脅威となり伝染病の蔓延や大型獣とのトラブルを引き起こす恐れもあるので持ち込まないよう広く呼びかける。
- ④ 利用者に対し、ゴミや残飯等が野生動物に与える悪影響や、利用者自身にとっても安全確保のための支障となることを理解させるとともに、「ゴミ持ち帰り運動」をより一層推進する。
- ⑤ 登山者に対し、山岳地でのし尿処理、雑排水処理の困難さを理解させるとともに、溶解性のちり紙の使用や合成洗剤の使用自粛等を広く呼びかける。
- ⑥ 以上の事項等をより効果的に普及啓発するため、宿泊拠点での広報等について検討を進める。

オ パラグライダー等の利用については、安全面や他の利用者に対する影響、自然環境への影響等が考えられるので、スキー場に限定する等適切な指導を検討する。

カ マウンテンバイクの登山道への乗り入れは、歩行者の安全を損なうばかりではなく、歩道施設の損傷及び高山帯の脆弱な周辺環境を破壊する恐れがあるため、今後とも持ち込まないよう指導を行う。

キ 冬季利用者の安全対策及びマナーの徹底については、遭難対策協議会・山小屋・市町村等の山岳関係者とともに適切に実施する。

ケ スキー場・道路以外のスノーモービルは、緊急用・業務用以外運行しないよう指導する。

(3) 利用者の安全対策

ア 天候や登山道の状況等を適切に把握し、登山者に迅速に情報提供できる体制の検討を進める。

イ 登山道の補修・刈払い・道標修理等維持管理の充実を推進する。

ウ 近年初歩的な事故等の多発で問題視されている中高年登山者については、その原因が体力の低下や技術不足とその認識不足からのものが多いことから、登山のための日常のトレーニングの必要性や経験者の同行などを呼びかけるとともに、山岳ガイド利用を薦めることとする。

エ 国際化に対応するため、標識類（岩礫地帯のマーキングを含む）のデザイン規格等を統一するとともに標識類のローマ字併記及び英語他の外国語を併記したパンフレット等の整備充実について検討を進める。

5 地域の美化修景に関する事項

(1) 美化清掃計画

ア 発生ゴミ類の減量化対策及びリサイクルについて、地域的に取り組むことを指導する。

イ 日常的に収集管理できる場所以外では、ごみ箱の設置は行わない。

ウ 生ごみ等の放置や埋設処理は、野生動物の生息に悪影響を及ぼす恐れや公園利用者の安全性を損う恐れがあるため行わないよう指導する。

エ 公園事業者や美化清掃団体による活動を一層充実させる。

(2) 修景緑化計画

ア 各種工事に当たっては、現存植生を極力保存する措置を講じ、止むを得ず支障となる表土及び植物は、仮置き仮植のうえ活用するよう指導する。

イ 修景緑化に当たっては、自然回復による緑化を助ける措置を講じたり、当地域の植生に適合したものをを用いるよう指導する。

ウ 工事により発生した石材は、土留材等に活用するよう指導する。

エ 登山道の周辺における踏み荒らしや浸食による裸地化についての情報を収集し、関係機関とともに植生復元の対策を検討する。

6 その他

(1) 調査研究の推進

国立公園の重要な構成要素である河川・池沼・森林・草原・動植物等の自然資源は、人為的な影響だけでなく、自然状態においても変移を続けるものであるとの認識から、その保護管理に当たっては、その現象を的確にとらえ、将来を予測し、その対策を検討することが必要である。そのために当面緊急を要すると思われる以下の事項並びに公園内をフィールドとする調査研究者のネットワーク作りを進め、調査結果を公園管理・自然解説活動等に反映させる方策について検討を進める。

① 野生生物の生息状況等についての情報収集。

② 高山蝶等の生態調査。

③ 河川水・沢水等の水質保全の観点からの関係調査機関との連携。

(2) ヘリコプター等の利用について

ア ヘリコプターの離発着は、山小屋の荷揚げ・ゴミ運搬・学術研究等でヘリコプターの使用の必要性が認められるもの以外は認めない。認める場合であっても極力、運行回数を減らすよう指導する。

イ ヘリコプター・小型飛行機等による公園内の離発着を伴わない上空遊覧飛行等については、騒音により地上の利用者へ不快の念を与えるうえ、野生動物への悪影響も考えられることから自粛を要請する。

エ 根子岳山頂へのヘリスキーは、自然環境への影響を調査し、取扱いについて検討する。

(3) テレビ等の撮影・取材について

特に高山植物帯における取材、番組制作のロケーションについては、事前に市町村等関係機関からの情報収集に努め、歩道外の踏み荒らし等自然保護上の支障が出ないよう指導するとともに、単なる風景等の描写に止まらず国立公園行政の理解を深める内容となるよう要請する。

なお、撮影・取材に伴うヘリコプターの離発着及び低空の空中撮影については(2)同様取扱うものとする。

【菅平地域管理計画検討会名簿】

〈検討員〉

座長 桜井善雄 信州大学名誉教授
 林 一六 筑波大学生物科学系教授
 伊藤精悟 信州大学農学部教授
 松本昭三 真田町観光開発審議会委員

〈関係行政機関〉

長野営林局長野営林署長	長野県環境自然保護課長	須坂市長
〃 上田営林署長		上高井郡高山村長 小県郡真田町長

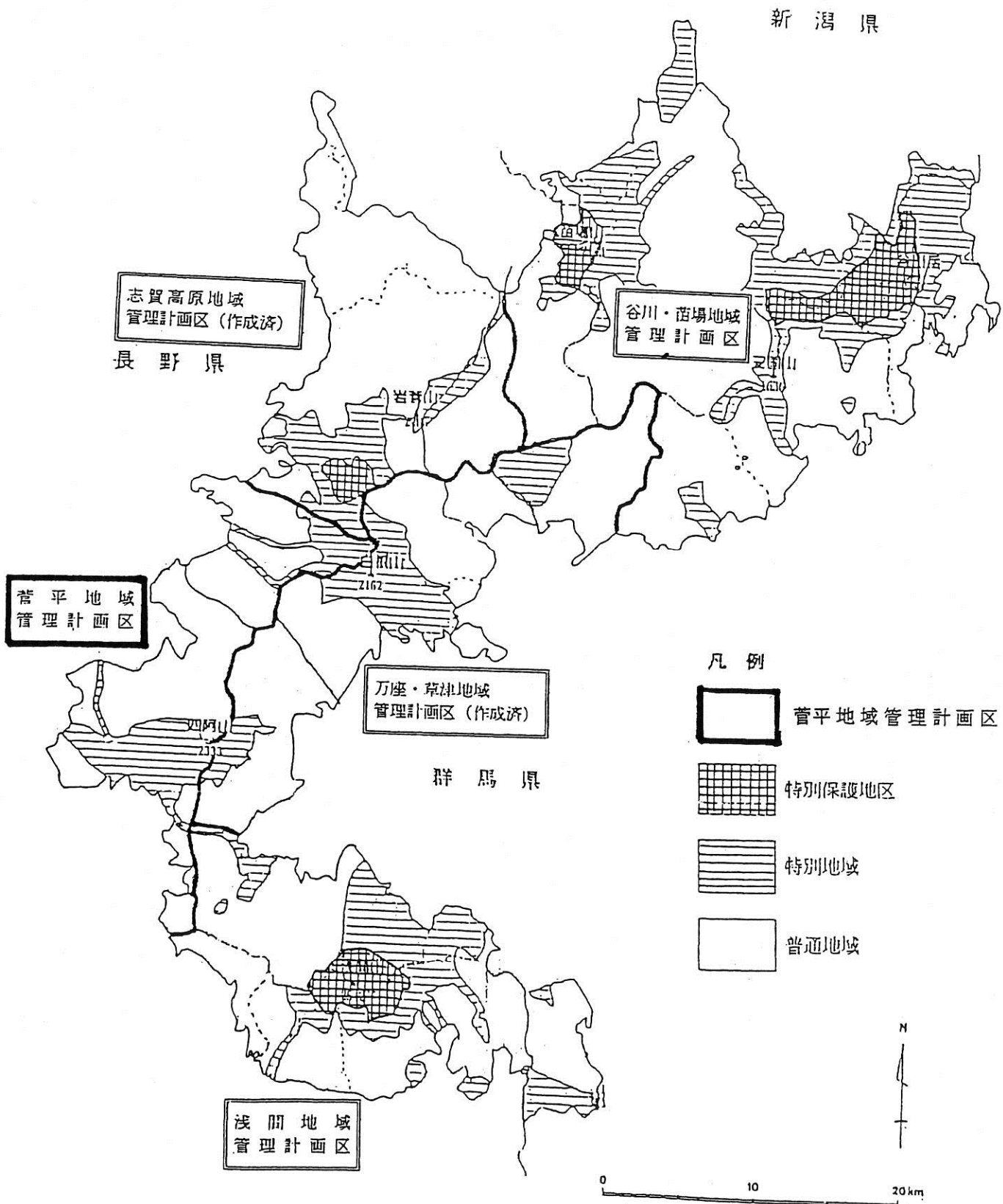
〈幹事〉

中部地区国立公園・野生生物事務所長

【菅平管理計画作成経緯及び検討経緯】

年 月 日	事 項	概 要
H8. 2. 21 ～22	第1回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・真田町「菅平プリンスホテル」にて開催 ・座長選出 ・事務局より管理計画の制度、趣旨及び作成の手順などを説明 ・検討員及び関係行政機関から意見聴取、意見交換 ・現地調査（菅平スキー場）
H8. 10. 21 ～22	第2回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・高山村「山田温泉風景館」にて開催 ・事務局より管理計画（骨子）について説明 ・検討員及び関係行政機関から意見聴取、意見交換 ・現地調査（山田温泉・山田牧場等）
H9. 2. 21	中央連絡会議	<ul style="list-style-type: none"> ・事務局より調整状況及び素案の説明 ・本庁担当係より質疑応答
H9. 2. 28	第3回検討会	<ul style="list-style-type: none"> ・須坂市役所にて開催 ・菅平管理計画（案）について説明 ・検討員及び関係行政機関から意見聴取、意見交換

上信越高原国立公園菅平地域管理計画図



官報

大蔵省印刷局発行

目次

〔政 令〕

○航空機燃料譲与税法施行令の一部を改正する政令(四一八)

○予算決算及び会計令の一部を改正する政令(四一九)

○砂糖の価格安定等に関する法律施行令及び農畜産業振興事業団法施行令の一部を改正する政令(四二〇)

○金融システム改革のための関係法律の整備等に関する法律附則第百四十三条等の政令で定める日を定める政令(四二一)

〔省 令〕

○砂糖の価格安定等に関する法律及び農畜産業振興事業団法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係農林水産省令の整備に関する省令(農林水産八三)

○航空機燃料譲与税法施行規則の一部を改正する省令(自治四三)

○上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件(環境庁六一)

〔告 示〕

○上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件(環境庁六一)

○吉野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件(同六一)

○日本国に帰化を許可する件(法務三三五)

○ハリケーン災害復興用機材・資材整備計画のための贈与に関する日本国政府とエル・サルヴァドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(外務三八〇)

○乳幼児疾病対策計画のための贈与に関する日本国政府とエル・サルヴァドル共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八一)

○サンタクルス北西部地方道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とボリビア共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八二)

○新生児破傷風・はしか予防接種拡大計画のための贈与に関する日本国政府とバンングラデシユ人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八三)

○食糧増産援助に関する日本国政府と中華人民共和国政府との間の書簡の交換に関する件(同三八四)

○インドネシア共和国における食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同三八五)

○ケニア共和国内の干ばつ被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同三八六)

○カンボディア王国内の被災民に対する食糧援助に関する日本国政府と世界食糧計画との間の書簡の交換に関する件(同三八七)

○砂糖の価格安定等に関する法律施行規則第五条の二の農林水産大臣が定める用を定めた等の件(農林水産一七四)

○郵便局に関する件(郵政五六一、五六二)

○道路に関する件(建設一八四〇、一八四一)

○航空機燃料譲与税法第一条第二項の市町村を指定する件の一部を改正する件(自治二一八)

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣 科学技術庁 法務省 最高裁判所 埼玉県

〔皇室事項〕

〔官庁報告〕

〔労働〕

労働保険審査官及び労働保険審査会法第五条の規定に基づく関係労働者を代表する者の候補者の推薦について(労働省)

〔公 告〕

〔官庁〕

特定非営利活動促進法第十条第二項、証書無効関係

〔裁判所〕

相続、公示催告、失踪、破産、免責、特別清算、再生関係

地方公共団体
法人の業務再開命令、行旅死亡人関係
会社その他
会社決算公告

本日公布された法令の「あらまし」は次のページに掲載されています。

第四条を次のように改める。

第四条 削除

第六条第五号ハを次のように改める。

ハ 国内産糖についての交付金の交付に關する事項

第六条第五号ニを削り、同条第六号中「砂糖類」を「砂糖」に改める。

附則に次の一条を加える。

(砂糖生産振興事業)

第十一条 法附則第十一条第一項の農林水産省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

- 一 砂糖の需要の増進に関する事業
- 二 砂糖の製造事業又はその原料作物に係る農業の経営又は技術の指導に関する事業

附則

(施行期日)

第一条 この省令は、平成十二年十月一日から施行する。

(加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則等の一部改正)

第二条 次に掲げる省令の規定中「砂糖類価格安定等勘定」を「砂糖価格調整勘定」に改める。

一 加工原料乳生産者補給金等暫定措置法施行規則(昭和四十年農林省令第五十一号) 第七條

二 肉用子牛生産安定等特別措置法施行規則(平成元年農林水産省令第四十六号) 第九條(農林水産省組織規程の一部改正)

第三条 農林水産省組織規程(昭和六十年農林水産省令第七号)の一部を次のように改正する。

第十二条第三項第二号中「ぶどう糖」を削る。

○自治省令第四十三号

航空機燃料讓与税法(昭和四十七年法律第十三号) 第二条第三項及び第二条の二第三項の規定に基づき、航空機燃料讓与税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十二年九月六日

自治大臣 西田 司

航空機燃料讓与税法施行規則の一部を改正する省令

航空機燃料讓与税法施行規則(昭和四十七年自治省令第二十六号)の一部を次のように改正する。

別表第二中「新紋別空港」を「紋別空港」に改める。

別表第四中「広島西飛行場」の下に「天草飛行場」を加える。

附則

1 この省令は、公布の日から施行する。

2 改正後の別表第二及び別表第四の規定は、平成十二年以後の年度分の航空機燃料讓与税について適用し、平成十一年度分までの航空機燃料讓与税については、なお従前の例による。

告示

○環境庁告示第六十一号

自然公園法施行規則(昭和三十二年厚生省令第四十一号) 第三十項の規定に基づき、上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を次のように定める。

平成十二年九月六日

環境庁長官 川口 順子

上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

(区域の範囲)

第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 湯檜曾地区 群馬県利根郡水上町大字湯檜曾の一部

二 北浅間地区 群馬県吾妻郡長野原町大字北軽井沢及び同郡嬬恋村大字鎌原の各一部

三 赤倉地区 新潟県中頸城郡妙高高原町内国林有林越森林管理署二九林班の一部及び同町大字赤倉、大字田切及び大字田口の各一部

四 菅平運動場地区 長野県小県郡真田町大字長の一部

五 志賀高原地区 長野県下高井郡山ノ内町大字平隠の一部

六 戸隠中社地区 長野県上水内郡戸隠村大字戸隠字中社の全部

七 戸隠宝光社地区 長野県上水内郡戸隠村大字戸隠字宝光社の一部

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境庁並びに群馬県庁、新潟県庁及び長野県庁に備え付け供覧する。

(湯檜曾地区に係る基準の特例)

第二条 湯檜曾地区内において行われる自然公園法施行規則(以下「規則」という) 第十一条第二項に規定する行為については、同項中「規定の例によるほか、当該建築物の高さ(避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限の

ものに限る。)を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項、第四項及び第六項において同じ。)が十三メートル(その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ)を超えないものであることとする」とあるのは、「規定の例による」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 湯檜曾地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、同項中「次のとおり」とあるのは、「第一号に掲げるとおり」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 湯檜曾地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、同項中「第五号まで並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする」とあるのは、「第五号の規定の例による」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(北浅間地区に係る基準の特例)

第三条 北浅間地区内において行われる規則第十一条第四項、第六項又は第十項に規定する行為については、同条第四項第七号、第九号及び第十号(同条第六項の規定によりこれらの規定の例による場合を含む)並びに同条第十項第三号から第五号までの規定中「水平投影外周線」とあるのは、「壁面線(建築物若しくは工作物の外壁又はこれに代わる柱の中心線の水平投影線を用いる。）」と読み替えて、これらの項の規定を適用する。

2 北浅間地区内において行われる規則第十一条第四項又は第六項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第四項第六号中「建築物の地上部分の水平投影面積」とあるのは、「建築物基準法施行令第二条第一項第二号に掲げる建築面積」と読み替えて、同条第四項及び第六項の規定を適用する。

3 北浅間地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、前二項の規定によるほか、同条第四項第九号及び第十号中「五メートル」とあるのは、「三メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 北浅間地区内において行われる規則第十一条第五項に規定する行為については、同条第二号の表の中欄中「十パーセント以下」及び「十五パーセント以下」とあるのは、「二十パーセント以下」と、同表の下欄中「パーセント以下」

及び「三十パーセント以下」とあるのは、「四十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 北浅間地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為については、第一項及び第二項の規定によるほか、同条第六項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは、「第四項第十一号並びに上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件(平成十二年九月環境庁告示第六十一号) 第三条第三項の規定により読み替えられた第四項第九号及び第十号」と、同項第二号中「前項第二号」とあるのは、「第四項第六号」と、「地域及び敷地面積の区分」とあるのは「地域の区分」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 北浅間地区内において行われる規則第十一条第十項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第十項第二号中「第二種特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下」とあるのは、「六十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

(赤倉地区に係る基準の特例)

第四条 赤倉地区内において行われる規則第十一条第二項、第四項又は第六項に規定する行為については、同条第二項中「避雷針及び煙突(寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。)」を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差」とあるのは、「建築基準法施行令第二条第一項第六号に規定する算定方法により算定した高さ」と読み替えて、第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。

2 赤倉地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第二項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 赤倉地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第三号中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と、同項第六号中「こと」とあるのは「こと、ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積

及び「三十パーセント以下」とあるのは、「四十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 赤倉地区内において行われる規則第十一条第二項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第二項中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 赤倉地区内において行われる規則第十一条第四項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第三号中「十三メートル」とあるのは、「二十メートル」と、同項第六号中「こと」とあるのは「こと、ただし、分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅若しくは保養所の新築、改築若しくは増築又はこれらの建築物と用途上不可分である建築物の新築、改築若しくは増築であつて、総建築面積の敷地面積

に対する割合が四十パーセント以下であるものについては、この限りでない」と、同項第九号中「公園事業に係る道路又はこれと同程度に当該公園の利用に資する道路（以下「公園事業道路等」という。）の路肩から二十メートル以上、それ以外の道路」とあるのは、「道路」と読み替えて、同項の規定を適用する。

4 赤倉地区内において行われる規則第十一条第五項に規定する行為については、同項中「前項第一号及び第二号」とあるのは、「前項第一号及び上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年九月環境庁告示第六十一号）第四号第一項の規定により読み替えられた前項第二号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

5 赤倉地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為（別荘の新築、改築及び増築を除く。）については、第二項の規定によるほか、同条第六項中「並びに第四項第七号及び第九号」とあるのは、「及び上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年九月環境庁告示第六十一号）第四号第三項の規定により読み替えられた第四項第九号」と読み替えて、同項の規定を適用する。

6 赤倉地区内において行われる規則第十一条第六項に規定する行為（別荘の新築、改築又は増築に限る。）については、第二項の規定によるほか、同条第六項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは、「第四項第十号及び第十一号並びに上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年九月環境庁告示第六十一号）第四号第三項の規定により読み替えられた第四項第九号」と、同項第二号中「割合及び総延べ面積の敷地面積に対する割合が、前項第二号の表の上欄に掲げる地域及び敷地面積の区分ごとに、それぞれ同表の中欄及び下欄に掲げるとおり」とあるのは「割合が四十パーセント以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第五号 菅平運動場地区内において行われる規則第十一条第十項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）に掲げる」と、同項第二号中「第二種

特別地域に係るものにあつては四十パーセント以下、第三種特別地域に係るものにあつては六十パーセント以下」とあるのは「七十パーセント以下」と、同項第四号中「二十メートル以上、それ以外の道路の路肩から五メートルの道路の路肩から三メートル」と、同項第五号中「五メートル以上」とあるのは「三メートル以上」と、同項第六号中「二千平方メートル以下」とあるのは「三千平方メートル（その表面がクレイ舗装である場合にあつては、五千平方メートル）以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 菅平運動場地区内において行われる規則第十二条第二十項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは、「次の各号（第五号を除く。）に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第六号 志賀高原地区内において行われる規則第十二条第二項、第四項又は第六項に規定する行為については、同条第二項中「避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除く」とあるのは、「建築設備及びテレビアンテナを除く」とあるのは、「地上部分（地下にある車庫の最小限の出入口の部分を除く。）と読み替えて、同条第二項、第四項及び第六項の規定を適用する。

2 志賀高原地区内において行われる規則第十二条第四項に規定する行為については、前項の規定によるほか、同条第四項中「次の」とあるのは「第一号、第三号、第七号から第十一号までに掲げるとおり」と、同項第三号中「分譲地等以外の場所における集合別荘、集合住宅又は保養所の新築、改築又は増築にあつては、当該建築物」とあるのは「当該建築物」と、同項第十一号中「二千平方メートル以下」とあるのは「三百三十平方メートル以下であり、かつ、総延べ面積（地下にある車庫の面積を除く。）が九百九十平方メートル以下」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 志賀高原地区内において行われる規則第十二条第六項に規定する行為については、第一項の規定によるほか、同条第六項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号まで」とあるのは、「第四項第七号、第九号及び第十号並びに

上信越高原国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を定める件（平成十二年九月環境庁告示第六十一号）第六号第二項の規定により読み替えられた第四項第十一号」と、「次の」とあるのは「第一号に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第七号 戸隠中社地区内において行われる規則第十二条第二項に規定する行為については、同項中「既存の建築物の高さ」を超えないもの」とあるのは、「既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては十五メートルとする。」を超えないものであり、かつ、当該建築物が三階建以下のものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 戸隠中社地区内において行われる規則第十二条第六項に規定する行為については、同項中「第九号から第十一号まで」とあるのは「第十一号」と、「次の」とあり、かつ、その高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては十五メートルとする。）を超えないものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

第八号 戸隠宝光社地区内において行われる規則第十二条第六項に規定する行為については、同項中「第九号から第十一号まで」とあるのは「第十一号」と、「次の」とあり、かつ、その高さが十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては既存の建築物の高さとし、屋根の形態がその周辺の風致と著しく不調とならないようその勾配を確保するために特に必要と認められる場合にあつては十五メートルとする。）を超えないものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

○環境庁告示第六十二号
自然公園法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十一号）第三十項 定に基づき、吉

野熊野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例を次のように定める。
平成十二年九月六日
環境庁長官 川口 順子

吉野野国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例
（区域の範囲）

第一条 この告示において、次の各号に掲げる区域の範囲は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 吉野山地区 奈良県吉野郡吉野町大字吉野山、大字左曾、大字丹治及び大字橋屋の各一部

二 那智山地区 和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字那智山の一部

三 太地町地区 和歌山県東牟婁郡太地町大字太地の一部

2 前項各号に掲げる区域の範囲を表示した図面は、環境庁並びに奈良県庁及び和歌山県庁に備え付けて供覧する。

（吉野山地区及び那智山地区に係る基準の特例）

第二条 吉野山地区又は那智山地区内において行われる自然公園法施行規則（以下「規則」という。）第十一条第二項に規定する行為については、同項中「規定の例によるほか、当該建築物の高さ（避雷針及び煙突（寒冷地における暖房用等必要最小限のものに限る。）を除いた建築物の地上部分の最高部と最低部の高さの差をいう。以下この項 第四項及び第六項において同じ。）が十三メートル（その高さが現に十三メートルを超える既存の建築物の改築又は増築にあつては、既存の建築物の高さ）を超えないものである」と読み替えて、同項の規定を適用する。

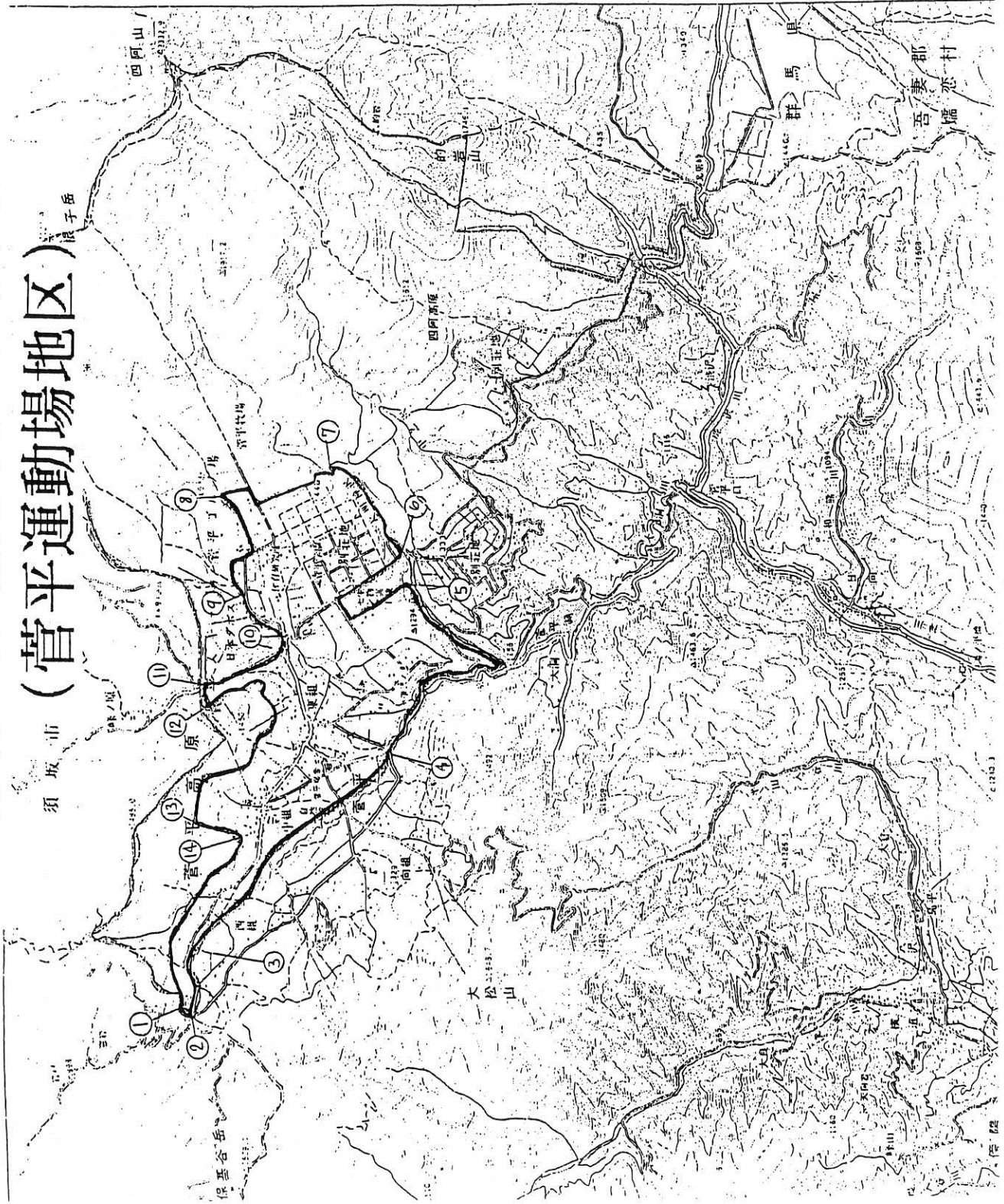
2 吉野山地区又は那智山地区内において行われる規則第十二条第六項に規定する行為については、同項中「並びに第四項第七号及び第九号から第十一号までの規定の例によるほか、次のとおりとする」とあるのは、「及び第四項第十一号の規定の例による」と読み替えて、同項の規定を適用する。

3 吉野山地区又は那智山地区内において行われる規則第十二条第十項に規定する行為については、同項中「次の」とあるのは「次の各号（第一号を除く。）に掲げる」と読み替えて、同項の規定を適用する。

規定を適用する。

上信越国立公園の特別地域内における行為の許可基準の特例

菅平運動場地区 (菅平運動場地区)



上信越国立公園
菅平運動場地区

区域線表示

①-②	郡界
②-③	特別地域界
③-④	国有地界
④-⑤	特別地域界
⑤-⑥	国有地界
⑥-⑦	河川界
⑦-⑧	牧場界
⑧-⑨	ゴルフ揚敷地界
⑨-⑩	河川界
⑩-⑪	町道シユナイダ一線県道須坂菅平線
⑪-⑫	郡界
⑫-⑬	国有地界
⑬-⑭	町道田無線沿片側 200m
⑭-⑮	県道長野菅平線沿片側 200m